

鹿児島県屋久島町「地域おこし協力隊」隊員募集要項

趣旨及び目的	<p>屋久島町は、九州の最南端佐多岬から約 60 km 南の海上にある、屋久島と口永良部島との 2 つの島で構成される自治体です。</p> <p>屋久島町では現在 4 名の地域おこし協力隊を受け入れ、屋久島・口永良部島の魅力発信や空き家対策など、幅広いミッション内容で活動しています。そんな屋久島町で、新たに地域おこし協力隊を募集します！</p> <p>(一社) 屋久島観光協会では、世界自然遺産にも登録されている他に類を見ない自然や、島に暮らす人々の自然観・伝統文化を観光資源として、その魅力を世界に発信し、世界中との交流を深めることを目的に日々活動を行っています。この度、屋久島観光協会にて新規事業を実施することとなったため、自らの経験を活かしながら、一緒に観光協会の活動をしてくれる隊員を募集します。</p>
募集人員	1名
活動内容 (業務内容)	<p>○屋久島町の「重要観光政策」に関する支援業務</p> <p>(1) 屋久島空港滑走路延長事業に向けた観光客誘致のための取組</p> <ul style="list-style-type: none">・観光客誘致と関連させながら、特産品等の PR 販売事業。・観光客誘致のために必要な観光情報収集及び案内業務。・観光客誘致のための観光資源の調査研究及びコンテンツ開発。・(一社) 屋久島観光協会の旅行業部門の立ち上げと運営、誘致事業。 <p>(2) インバウンド対策に関する支援業務</p> <ul style="list-style-type: none">・インバウンド向けの観光ルールの作成及び啓発。・民間事業者へのルール、おもてなし等の普及啓発。 <p>(3) 隊員の活動内容について、SNS 等を活用し情報発信を行う。</p> <p>(4) 活動期間終了後の起業、就業に向けた自主活動</p> <p>(5) その他、町長が必要と認める活動</p>
募集対象	<p>(1) 3 大都市、政令指定都市等に現に住所を有している方、もしくは、本町以外で地域おこし協力隊として同一地域における活動経験が 2 年以上あり、かつ解任後 1 年以内の方で、任用後、生活の拠点を本町に移し、住民票を移動できる方</p> <p>(2) Word、Excel、インターネットなど基本的なパソコン操作のできる方</p> <p>(3) 心身が健康で、地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方</p> <p>(4) 協力隊活動後に、本町に定住する意向を持っている方</p> <p>(5) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方</p> <p>(6) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方</p> <p>(7) 普通自動車運転免許を有し運転できる方</p> <p>(8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>(9) 応募時の満年齢が 20 歳以上 55 歳以下の方</p>

鹿児島県屋久島町「地域おこし協力隊」隊員募集要項

着任時期	令和8年4月1日（水）
勤務日数・時間・場所	<p>勤務場所：原則、（一社）屋久島観光協会事務局</p> <p>※その他勤務日数・時間等については、（一社）屋久島観光協会との協議になります。</p>
雇用形態・期間	<p>（1）屋久島町とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料を負担していただくことになります。</p> <p>（2）地域おこし協力隊は、屋久島町長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和9年3月31日までとします。</p> <p>（3）次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱日から最長3年まで）</p> <p>（4）活動については、週報を作成し、月に1度、活動内容・業務時間・所要経費等について報告していただきます。</p> <p>（5）町との雇用関係がないため業務委託契約以外に収入を得ることは可能です。ただし、委託業務の支障にならない範囲となります。</p>
報酬の額等	<p>（1）委託料：219,800円～（月額） ※屋久島町分198,000円 及び観光協会分20,800円</p> <p>（2）活動経費：160,000円（月額）</p> <p>活動経費については、上記が限度額であり、活動が1年に満たない場合は、限度額を12で除した額に委嘱期間の月数を乗じた額が上限となります。また、業務に必要な下記の経費については、活動計画の内容を審査し、適当と認められる場合に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居借上料：月額50,000円（限度額） 住居に関する初期費用については、100,000円を上限に1回のみ対象とします。 ・駐車場代、光熱水費、生活に必要な経費については自己負担となります。 ・車両燃料費（活動で使用する車両の燃料費） ・車両借上げ料（活動で使用する車両の借上げ料） ・通信費（インターネット関係経費） ・活動旅費等移動に要する経費 ・作業道具、消耗品等の購入又は借上げに要する経費 ・傷害・損害賠償保険料 ・印刷製本に係る経費 ・研修に要する費用 ・関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費 ・その他活動に必要と認められる経費
申込期限	<p>下記の書類を屋久島町役場観光まちづくり課まで郵送または持参してください。</p> <p>（当日消印有効）</p> <p>・屋久島町地域おこし協力隊申込書</p>

鹿児島県屋久島町「地域おこし協力隊」隊員募集要項

	<ul style="list-style-type: none">・レポート：A4用紙1枚程度（書式自由）「地域おこし協力隊として活かせる自分の能力」「地域おこし協力隊としての目標」・住民票（申込日の3か月以内に取得したもの）・第1次選考結果通知用返信用封筒（長形3号、宛名記入、84円分の切手貼付）・運転免許証の写し <p>※選考結果にかかるわらず、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。</p>
申込期限	令和8年1月29日（木）～令和8年2月20日（金）必着 ※「郵送」のみ ※応募状況により、募集期間を延長する場合があります。
選考方法	<p>(1) 第1次選考（書類選考） 令和8年2月下旬予定</p> <ul style="list-style-type: none">・書類選考を実施し、結果を文書で通知します。 <p>(2) 第2次選考（面接試験） 令和8年3月上旬予定</p> <ul style="list-style-type: none">・第1次選考合格者には、第2次選考受験のご案内を結果通知に同封してお送りします。・日時、面接方法については、第1次選考の結果通知の際にご案内します。・オンラインでの面接となる場合があります。・受験等に係る費用については、応募者の自己負担でお願いします。 <p>※旅行業法に基づく旅行業取扱管理者の資格を有している方を優遇します。 (地域限定旅行業務取扱管理者でも可)</p>
申込書類提出先 お問合せ先	〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係 (担当：山崎・真辺) TEL：0997-43-5900（内線233） FAX：0997-43-5905 Mail：ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp